

柿木畠地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称	柿木畠地区まちづくり計画	
対象となる区域	柿木畠及び下柿木畠並びに片町1丁目及び広坂1丁目の各一部	
区域の面積	約3.9ha	
まちづくりの目標	柿木畠の地名は、藩政時代の火除け地として柿の木が植えられたことに由来しており、平成15年10月1日に旧町名が復活した。 まちの形態は当時をしのばせる複数の街路が交差し、広見を形成し、用水のせせらぎが流れ、大正から昭和初期にかけては旧第四高等学校生の憩いの場となっていた。 この計画は、上記の歴史を受け継ぐ地区の個性を引き出し、賑わいとやすらぎが共存したまちづくりを目標とする。	
まちづくりの方針	上記目標に向け、大正ロマンを感じさせる空間を創出し、商店街や金沢21世紀美術館と連携しながら新しいまちなみとも調和した、人を引き寄せ、そぞろ歩きが楽しめるまちづくりを行う。 また、地区住民等が主体となってイベントや用水の清掃活動を行い、バリアフリーにも配慮した人に優しいまちづくりを推進する。	
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	用途の制限	次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に定める宿泊休憩施設（俗称「ラブホテル等」）及び金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）第2条第1項に規定するラブホテル等 (2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	（建築物等） (1) 外観の色は、原色を避け落ち着いた色調とする。 (2) 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク等）は、設置位置や目隠し等を工夫し、道路から直接見えないように配慮する。 （屋外広告物等） (1) 屋外広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し、都市景観上支障のないものとする。
	垣又はさくの構造の制限	(1) 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。 ・生垣、植栽又は透過性フェンスとする。 ・コンクリートブロック、石積等は、敷地地盤面から高さ0.6m以下とする。 (2) 道路に面して駐車場を設置する場合は、乗り入れ以外の箇所に垣又はさくを設けるよう努めるものとする。
	土地利用等の制限	次に掲げる土地利用をしてはならない。 (1) 風営法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を行わない。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団の事務所を設置しない。
	その他	住民等は次に掲げる事項に努めるものとする。 (1) 商店においては、広告物等に柿木畠商店街統一ロゴを使用する。 (2) 柿の木の維持保全や店先等の緑化に努める。 (3) 金沢21世紀美術館との連携・協力を努める。 (4) 定期的な用水の清掃活動など、せせらぎを保全する活動に積極的に取り組むこと。 (5) 商店街が主体となって行う夜間照明に協力する。 (6) 建物への出入口の段差を解消する等、バリアフリーに努める。 (7) 自動車が歩行者への脅威とならないよう、走行速度の低減、歩道への乗り上げ駐車等の抑制等を呼び掛けること。 (8) 指定場所以外に自転車を放置しないよう、管理に努めること。 (9) 道路上での客引き行為を行わない。 (10) その他、率先垂範して安全、安心な環境づくりに努めること。

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成16年10月4日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」及び「金沢市用水保全条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。